

一般財団法人 茨城県建築センター手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人茨城県建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人茨城県建築センター(以下「建築センター」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認、検査手数料)

第2条 業務規程第15条に規定する建築物に関する確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の手数料の額は、申請一件につき確認については別表第1、中間検査については別表第2、完了検査については別表第3、仮使用認定については別表第4にそれぞれ掲げるとおりとする。なお、別表第1、第3で認証とあるのは、2,000㎡以内の型式適合認定書又は型式部材等製造者認証書を有する建築物(令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分の写しが添えられている場合に限る。)に適用する。また、建築基準法第6条の3第1項ただし書きによる政令第9条の3で定める比較的簡易な構造計算である許容応力度等計算(いわゆるルート2)による確認申請については、別表第1に掲げる額に別表第5に掲げる額を加えるものとする。

2 別表第1、2、3及び4の床面積の合計は次の各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を新築、増築又は改築する場合は当該申請に係る部分の床面積の合計
- (2) 建築物を移転、大規模な修繕、大規模な模様替又は用途変更を行う場合は当該申請に係る部分の床面積の合計の2分の1
- (3) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合は当該計画変更に係る床面積の合計の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する床面積の合計)

3 別表第5の建築物の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について建築物の計画の敷地内の建築物ごとに算定する。この場合において、当該建築物の二以上の部分が

エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分それぞれ別の建築物とみなして算定する。

- (1) 建築物を建築する場合((2)及び(5)に掲げる場合を除く。)は、当該建築に係る部分の床面積
- (2) 確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をして建築する場合((5)に掲げる場合を除く。)は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (3) 建築物を大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをする場合((4)に掲げる場合を除く。)は、当該建築物の床面積
- (4) 確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して当該建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は、当該計画の変更に係る建築物の床面積
- (5) 建築物を増築する場合(確認済証の交付を受けた建築物の計画を変更して増築する場合を含む。)は、当該増築に係る部分の床面積に当該建築物の既存部分の床面積を加えた床面積

(建築設備に関する確認、検査手数料)

第3条 業務規程第15条に規定する建築設備に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の建築設備について、別表第6に掲げるとおりとする。

2 確認済証の交付を受けた建築設備の計画を変更する場合は、別表第6に掲げる確認申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(工作物に関する確認、検査手数料)

第4条 業務規程第15条に規定する工作物に関する確認、完了検査の手数料の額は、一の工作物について、別表第7に掲げるとおりとする。

2 確認済証の交付を受けた工作物の計画を変更する場合は、別表第7に掲げる確認申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(手数料の減額)

第5条 建築センターは確認申請を引受ける場合、次に定める区分に応じ当該手数料を減額することができる。

(1) 建築基準法施行規則(旧)別記第七十号様式又は建築センターがあらかじめ指定するソフトウェアを利用した電子データを記録したフロッピーディスク又はそれに替わる記録装置を添付した場合、当該手数料を1,000円減額することができる。

(2) その他建築センターが認めた場合

(再交付手数料)

第6条 建築センターが確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書(以下「確認済証等」という。)を再交付する場合の手数料は、1通につき3,000円とする。

(証明手数料)

第7条 建築センターが交付した確認済証等の証明に要する手数料は、1件につき2,000円とする。

附則 この規程は、平成12年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附則 この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成19年6月20日から施行する。

附則 この規程は、平成19年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年6月1日から施行する。

別表第1 建築確認申請手数料

(単位：円)

床面積の合計		建築確認	
			認証
100 m ² 以内のもの	4号建築物	18,000	15,000
	その他	26,000	
100 m ² を超え200 m ² 以内のもの	4号建築物	26,000	23,000
	その他	37,000	
200 m ² を超え500 m ² 以内のもの	4号建築物	37,000	31,000
	その他	49,000	
500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの		75,000	72,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの		110,000	106,000
2,000 m ² を超え4,000 m ² 以内のもの		210,000	
4,000 m ² を超え6,000 m ² 以内のもの		270,000	
6,000 m ² を超え8,000 m ² 以内のもの		360,000	
8,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの		410,000	
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内のもの		530,000	
20,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの		700,000	
50,000 m ² を超え100,000 m ² 以内のもの		1,060,000	
100,000 m ² を超え200,000 m ² 以内のもの		1,508,000	
200,000 m ² を超えるもの		1,960,000	

<手数料の加算>

確認申請が次の1、2又は3に該当する場合には、それぞれ手数料を加算する。

1. 確認申請にルート2による構造計算書の審査を要する建築物を含む場合は、建築物ごとに別表第5に定める額を合計した額を加算する。
2. 構造計算書の添付を要する建築物（この場合において、当該建築物の二以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しているときは当該建築物の部分をそれぞれ別の建築物とみなして算定する。ただし、1に該当する場合を除く）
 - 500m²以内 : 1の建築物につき10,000円
 - 500m²を超えるもの : 1の建築物につき20,000円
3. 次の①～③の場合は、各々の定める手数料額
 - ①各種検証法を用いた場合
 - 2,000m²以内 : 32,000円
 - 10,000m²以内 : 56,000円
 - 50,000m²以内 : 80,000円
 - 50,000m²を超えるもの : 120,000円
 - ②天空率を用いた場合、申請建築物の床面積の合計に係る確認の申請手数料の20%
(1,000円未満切捨て)
 - ③特定天井の検証方法による場合 : 20,000円

別表第2 中間検査手数料

(単位：円)

床面積の合計		中間検査	
		当機関で直前の確認済証を受けたもの	他機関で直前の確認済証を受けたもの
100 m ² 以内のもの	4号建築物	18,000	20,000
	その他	24,000	27,000
100 m ² を超え200 m ² 以内のもの	4号建築物	25,000	28,000
	その他	32,000	36,000
200 m ² を超え500 m ² 以内のもの	4号建築物	34,000	38,000
	その他	45,000	50,000
500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの		64,000	68,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの		96,000	105,000
2,000 m ² を超え4,000 m ² 以内のもの		140,000	153,000
4,000 m ² を超え6,000 m ² 以内のもの		170,000	190,000
6,000 m ² を超え8,000 m ² 以内のもの		221,000	248,000
8,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの		270,000	296,000
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内のもの		300,000	319,000
20,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの		390,000	410,000
50,000 m ² を超え100,000 m ² 以内のもの		610,000	636,000
100,000 m ² を超え200,000 m ² 以内のもの		850,000	890,000
200,000 m ² を超えるもの		1,170,000	1,220,000

別表第3 完了検査手数料

(単位：円)

床面積の合計		完了検査				
		当機関で直前の 確認済証を受けた もの		当機関で中 間検査合格 証を受けた もの	他機関で直前の 確認済証又は 中間検査合格証を 受けたもの	
		認証	その他	その他	認証	その他
100 m ² 以内のもの	4号建築物	18,000	21,000	20,000	20,000	26,000
	その他		28,000			
100 m ² を超え200 m ² 以内のもの	4号建築物	25,000	29,000	27,000	27,000	34,000
	その他		36,000			
200 m ² を超え500 m ² 以内のもの	4号建築物	34,000	38,000	36,000	36,000	44,000
	その他		49,000			
500 m ² を超え1,000 m ² 以内のもの		74,000	77,000	74,000	78,000	86,000
1,000 m ² を超え2,000 m ² 以内のもの		104,000	108,000	103,000	108,000	117,000
2,000 m ² を超え4,000 m ² 以内のもの			170,000	162,000		184,000
4,000 m ² を超え6,000 m ² 以内のもの			220,000	210,000		240,000
6,000 m ² を超え8,000 m ² 以内のもの			263,000	249,000		290,000
8,000 m ² を超え10,000 m ² 以内のもの			324,000	308,000		350,000
10,000 m ² を超え20,000 m ² 以内のもの			441,000	420,000		460,000
20,000 m ² を超え50,000 m ² 以内のもの			530,000	504,000		550,000
50,000 m ² を超え100,000 m ² 以内のもの			794,000	756,000		820,000
100,000 m ² を超え200,000 m ² 以内のもの			1,110,000	1,058,000		1,150,000
200,000 m ² を超えるもの			1,450,000	1,380,000		1,500,000

<手数料の加算>

- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物の完了検査手数料の加算
 - ①建築センターから適合性判定を受けている場合の加算額（1,000円未満切捨て）
 - ・各区分に応じ適合性判定を要した部分の床面積の合計の完了検査手数料×20%
 - ②建築センター以外から適合性判定を受けている場合の加算額（1,000円未満切捨て）
 - ・各区分に応じ適合性判定を要した部分の床面積の合計の完了検査手数料×40%
- 建築物エネルギー消費性能適合性判定を要した建築物で、軽微な変更（ルートB）がある場合の加算（1,000円未満切捨て）
 - ・建築センターの建築物エネルギー消費性能適合性判定業務料金（税抜）×30%

別表第4 仮使用認定手数料

別表第3の完了検査手数料の区分に該当する手数料の額の120%（1,000円未満切捨て）

別表第5 ルート2による構造計算書の審査の場合の加算額 (単位：円)

建築物の床面積の合計	加算額
1,000㎡以内	93,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内	125,000
2,000㎡を超え10,000㎡以内	144,000
10,000㎡を超え50,000㎡以内	190,000
50,000㎡を超えるもの	352,000

別表第6 建築設備に関する申請手数料 (単位：円)

設備	一の建築設備あたりの手数料の額	
	確認申請	完了検査申請
昇降機 (小荷物専用昇降機・ ホームエレベーターを除く)	20,000	26,000
小荷物専用昇降機 ホームエレベーター	12,000	18,000

別表第7 工作物に関する申請手数料 (単位：円)

工作物		一の工作物あたりの手数料の額	
		確認申請	完了検査申請
擁壁	高さ3m以下	24,000	30,000
	高さ10m以下	48,000	48,000
	高さ10m超	52,000	58,000
広告塔		24,000	30,000

※令第138条第1項に掲げる工作物で上記以外のものについては、別途見積りによる。